


登録番号	第191号	位置図 
所在地	村上市小俣422番地（おまた）	
構造	木造セメント瓦葺2階建	
建築年	昭和47年7月建築	
敷地面積	206.25㎡【62坪】	
延べ床面積	139.11㎡【42坪】 (1F 86.12㎡ 2F 52.99㎡)	
希望価格	80万円	
駐車場	あり（屋内・2台）	
附帯物	車庫	
道路状況	市道 3m（公図上の幅員）	
その他特記事項	契約にあたり新潟県宅地建物取引業協会村上支部が仲介します。 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害ハザードマップの土砂災害警戒区域（土石流）に該当します ・トイレ脇手洗い場の修繕が必要なほか、居住にあたってその他の修繕が必要となる場合があります ・公簿売買希望の物件ですので、現況有姿での引き渡しになります 	

現況写真



外観



車庫



玄関



キッチン



トイレ



洗面脱衣所



浴室



1階 和室①



1階 和室②



1階 和室③



1階 和室④



2階 和室⑤



2階 和室⑥



2階 洋室



2階 物置



ボイラー室



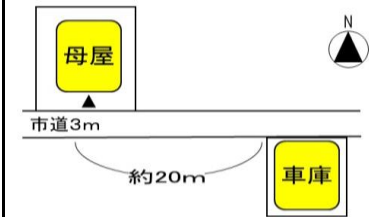
薪ストーブ

おすすめポイント

- ・当物件は山間部にあり、のどかな田園風景と山々が見せる四季折々の景色を楽しむことができます
- ・県道から少し離れているので、虫たちの声を聴きながら静かなときを過ごしたい方におすすめです
- ・薪ストーブがあり、暖房のほか調理にも活用できます
- ・部屋数が多く、車2台分の車庫もあるので、人数の多いご家族にもおすすめです



配置図



間取図





【設備状況】

電	気	引込済	風	呂	灯油給湯器
水	道	接続済	トイ	レ	水洗 洋式
下	水	道	合	併	浄化槽
ガ	ス	その他 (IH)	T	V	アンテナ
			イ	ン	ターネット
					高速通信 (別途引込工事・加入契約必要)

□主要施設への距離

市役所（支所）	村上市役所山北支所	8.1km	警察（駐在所）	村上警察署府屋交番	8.2km
JR駅	府屋駅	8.8km	郵便局	日本国麓郵便局	0.4km
バス停	小俣	0.1km	スーパー	A マート大川郷店	8.5km
病院・医療機関	青木医院、初野医院	7.7km	コンビニ・雑貨店	田宮彦作商店	0.1km
小学校	さんぼく小学校	12.5km	中学校	山北中学校	7.9km
保育園・幼稚園	山北そらいろ保育園	8.4km	学童施設	さんぼく森のなかよし学童保育所	12.6km
図書館	山北図書室	8.3km	その他施設	ゆり花温泉	12.5km

□知っておきたい地域情報

<p>地域の紹介</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・村上市小俣は、県道山北・関川線沿いの山間部に位置しています。最寄駅はJR府屋駅で、国道7号から県道山北・関川線に入り車で約10分のところにあります。 ・人口約90人、約50世帯で構成されている集落で、名峰「日本国」を抱え、毎年多くの登山者が訪れます。5月5日には山開きイベントが開催され賑わいます。 ・「日本国」の麓に湧水している「ラジウム清水」は、お茶やコーヒー、水割りなどで楽しむことができ、口当たりがよいと好評です。 ・「姥杉(うばすぎ)」と呼ばれる樹齢1,300年以上の杉の大木があり、その姿は圧巻です。  <p>日本国山開きイベントの様子</p>
<p>行事・イベント</p>	<p>1月 一統礼；年頭のあいさつを行います。</p> <p>4月 総会；全世帯の参加を得て、年間の集落の運営などを決めます。</p> <p>5月 日本国山開き；いっぴく処などを出店し、集落をあげて来訪者を迎えます。</p> <p>11月 秋神楽；お宮で祝詞をあげて、豊作や健康などのお礼をします。</p>  <p>日本国山開きイベントの様子</p>
<p>地域で活動している団体等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館 事業を実施し、地域コミュニティーを形成しています。 ・日本国を愛する会 主に登山道の整備を行い、安心して登山ができるよう活動しています。
<p>区費等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯あたり年額 12,000 円程度 ※4期に分けて納入
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集落行事には積極的な参加をお願いします。 ・近くの山林には季節毎の山菜などが自生していますが、個人が所有する山林の山菜等を無断で採取すると法律で罰せられます。

令和6年7月7日現在